

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について ～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3 割	現役並み所得者		【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円
1 割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、税務国保課国保年金係までお申し出ください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
【電話】011-290-5601

奥尻町役場 税務国保課国保年金係

【電話】01397-2-3406（直通）

北方領土の日特別啓発期間

1月21日から2月20日まで

「北方領土の日特別啓発期間」です。

我が国、固有の領土である歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還の実現に向けて、様々な運動を展開しています。

奥尻町でも、役場と青苗支所の窓口において署名コーナーを設置していますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

